

1. 協議・報告事項

(1) 議場への持ち込みについて

パネル

- ・傍聴者等にわかりやすい。昨年の視察先の柏市では、モニターに映して傍聴者にわかりやすくしていた。今後それも視野に。
- ・パネル内容をA4ペーパーで作成すれば傍聴者、執行部、議員にわかりやすい。パネルは必要ないのでは。
- ・誰に向けてパネルを見せたのかわからない。
- ・傍聴者には、パネルが見えない。持ち込みは可とするが議場の形を考えてみた方がいい。
- ・伝えることが大事。会議規則第158条に「参考のためにするもの」とあるから持ち込みはOK。

●わかりやすく、隣席等に迷惑がかからない大きさなら持ち込みOK。

パネル内容をA4ワンペーパーの資料にして、議長の許可を得れば議員への配布も可。

タブレット端末、ノートPC、電子辞書、スマートフォン

- ・現状は全て持ち込み不可となっている。
- ・ペーパーレス化でタブレットを配布している議会が増えている。
- ・PCはキーボードの音がうるさい。タブレットなら音が出ない。
- ・壇上での使用はどうかと思う。
- ・全員が使用できる環境が整ってから導入したらどうか。
- ・タブレットが揃っている会議など最近テレビで映る。そういう時代。
- ・全議員への配布は、財政面ですぐには無理だが、個人のタブレットを持ち込むのは自由でいい。
- ・持ち込みは自由でいいが、利用規定を作るべき。無制限はだめ。
- ・利用は市政資料のみとしたらいい。
- ・メールやインターネットをやることは問われる。議員の良識で。
- ・執行部側も合せるべき。
- ・発言者以外はタブレットを触らない方がいい。
- ・基本条例や会議規則は変更するのか。
- ・変更しなくていい。
- ・傍聴者から誤解されないように、タブレットに限定したらどうか。

- 活性化委員会の回答として、9月定例会より市政資料のみの閲覧用として持ち込み可とする。機種は限定しない。
ルールとしてインターネット接続、メールは不可。
議員、執行部それぞれ持ち込み自由とする。本会議、委員会とも可。
基本条例や会議規則は変更しない。

(2) 議員研修会（案）について

10月3日（金）午後2時30分（9月定例会最終日）

（仮題）『政務活動費』

講師：大塚康男

市町村アカデミー 客員教授・自治体法務研究所 副代表
元市川市議会事務局長

(3) 先進地視察について

10/15（水）午後1時15分（2時間程度）

岐阜県高山市議会（議会改革度第3位）

政策討論会・自由討議など

10/16（木）午後1時30分（2時間程度）

京都府亀岡市議会（議会改革度第13位）

議員間討議・事業評価など

10/17（金）午前9時30分（2時間程度）

三重県四日市市議会（議会改革度第1位）

通年議会・議員政策研究会など

(4) その他

2. その他